

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 金井 美智子

## 答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和 2 年 3 月 6 日付け大天窓第 494 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が令和元年 11 月 29 日付け大天窓第 315 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、「平成 29 年及び平成 30 年に審査請求人が提出した年金に係る現況届を提出した年月日がわかるもの」を不存在とした決定を取り消し、別表に掲げる情報を開示請求に係る対象情報と特定した上で改めて開示決定等すべきであり、「平成 29 年及び平成 30 年に審査請求人が提出した年金に係る現況届の書類」を不存在とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和元年 11 月 15 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 29 年と平成 30 年に提出した年金に係る現況届の書類及び提出した年月日がわかるもの」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

## 記

「平成 29 年と平成 30 年に提出した年金に係る現況届の書類」（以下「本件情報 1」という。）については、年金事務における受付のため、当該文書を取得したが、天王寺年金事務所に送付しており、実際に存在しないため。

「平成 29 年と平成 30 年に提出した年金に係る現況届の提出した年月日がわかるもの」（以下「本件情報 2」という。）については、対象となっている個人情報につい

てはシステムサーバのデータベース上に存在しているが、実施機関が保有する当該システムはハードコピーや印刷ができない仕様となっており、条例及び同条例施行規則に規定された開示の実施ができないため。」

### 3 審査請求

審査請求人は、令和2年1月28日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

不存在による非開示決定を取り消し、開示決定を求める。

### 2 審査請求の理由

現況届の写しを区役所で保有しているはずであるため。

現況届の提出した年月日がわかるものについては、システムからハードコピーや印刷ができない仕様であるとは思えないため。

## 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

### 1 国民年金に関する事務について

年金を受ける権利（受給権）の確認、決定については、国（厚生労働大臣）から事務を委託された日本年金機構が実施するものである。

一方、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。）第3条第3項に基づき、国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができるとされ、その処理することとなる事務は、法定受託事務である（国年法第6条及び国年法施行令第18条）。

これにより市町村長は主として、「被保険者からの各種届出（資格の得喪、種別変更、氏名住所変更、任意加入及び喪失等）の受理、届出に係る事実の審査及び報告」、「被保険者への年金手帳再交付申請の受理及び報告」、「被保険者からの保険料免除等申請の受理、申請に係る事実の審査及び報告」、「付加保険料納付の申出、辞退の申出、非該当の届出の受理、申出等に係る事実の審査及び報告」及び「受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理、申請等に係る事実の審査及び報告」等を行うこととされていることから、各種届出書を収受したうえで日本年金機構の対応窓口となる年金事務所等に送付する業務を行うものである。本市においては、各種届出書の収受後の被保険者からの問い合わせや窓口での相談などに円滑に対応するため、実施機関が保有する国民健康保険等システム（以下「国保等システム」という。）に各種届出書の収受日や年金事務

所等への送付日、またそれら事務から得られる資格異動情報や給付情報などを入力し、国保等システムサーバのデータベース（以下「データベース」という。）に蓄積することとしている。なお、国保等システムへの入力内容は法定受託事務の範囲内で判明する情報である。

## 2 本件請求に対して本件決定を行った理由

- (1) 実施機関は、本件情報1について「平成29年と平成30年に提出した年金に係る現況届の原本」、本件情報2について「平成29年と平成30年に提出した年金に係る現況届の提出した年月日のシステムサーバ内の電磁的記録」と特定したうえで、本件請求に係る保有個人情報の存在を確認したものである。
- (2) 本件情報1については、審査請求人が本市に現況届を提出した際に、法定受託事務の範囲内で判明する情報として、その收受日を国保等システムに入力することのみが必要であり、原本については天王寺年金事務所に送付したことから実際に存在しないため、不存在とした。
- (3) 本件情報2については、データベース上に存在するものの、データベース上の保有個人情報は、漏えいや紛失を防ぐため、データベースから極力出力ができない仕様となっており、納付済額のお知らせ、国民健康保険料未納額明細書等相手方に提示する必要のある資料及び国保資格異動該当者リスト等事務処理に伴う確認資料などのやむを得ず印刷物を必要とする業務でのみ出力が可能であり、また、その理由により物理的な媒体への複製も不可能となっている。

なお、本件情報2をデータベースから出力及び物理的な媒体への複製する機能は現行の国保等システムに実装されておらず、出力等を行うためには、新たなプログラムを専門的な知識を有する委託会社のシステムエンジニアに依頼して作成する等の事務処理が必要である。

よって、条例第27条及び同条例施行規則第13条第1項第3号アに規定された開示の実施が不可能であり、また、同条同項同号イに規定する方法によっても容易に対処することができないことから、不存在とした。なお、本件情報2の内容について別に書面に記し、情報提供することが可能である旨は本件決定の決定通知書の備考欄に記載している。

## 第5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

## 2 争点

実施機関は、本件各情報が存在しないとして本件決定を行ったのに対して、審査請求人は本件各情報が存在するはずだと主張し、本件各情報の開示を求めて争っている。したがって、本件審査請求の争点は、本件各情報の存否である。

## 3 「年金に係る現況届」について

現況届は、公的年金受給権者の生存や住所等を定期的に確認するために、国から事務を委託された日本年金機構が公的年金受給者に提出を求める文書であり、現況届の受付に係る事務は、国年法第3条第3項及び同法施行令第1条の2に規定され、「国民年金市町村事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に市町村の事務として示されている。

市町村における現況届の受付処理は、事務処理基準第22条により、市町村で受理後、現況届及び添付書類を年金事務所等に送付すること、また、現況届が提出されたときは、同基準第4条に基づく受付処理簿に受理の年月日を記録することと規定されている。

実施機関によれば、国民年金関係書類の受付処理は国保等システムにより管理しているところ、現況届の提出を受けた場合は、その収受日を国保等システムに入力することとなっており、その情報は国保等システムに電磁的記録として保存されるところである。

## 4 本件情報1の存否について

本件情報1は、審査請求人が天王寺区役所に提出した、審査請求人が受給している年金に係る現況届に記載された情報であり、現況届の受付処理は上記3のとおりであるため、実施機関は、当該現況届を受理後、年金事務所に送付したと主張している。

また、審査請求人が「現況届の写しを実施機関が保有しているはずである」と主張していることから、現況届の写しに係る取扱いについて実施機関に確認したところ、現況届の具体的な事務処理については、日本年金機構の定める事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）及び実施機関内部の事務連絡に基づき行っており、当該事務処理要領及び事務連絡において現況届の写しを保管することは定められていないことから、現況届の写しを作成する必要があるため保有していないとのことである。

国年法の規定に基づく業務等は日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき日本年金機構が行うものであるところ、現況届は、受理の記録をした上で年金事務所に送付することが市町村の受付業務であり、事務処理基準及び事務処理要領からも受付簿の作成のみ求められており、現況届の写しを保有することまでは求められていない。

したがって、審査請求人に係る現況届の原本については年金事務所に送付しており、またその写しについては実施機関の行う業務上必要ないため作成又は取得していないことから本件情報1は存在しないとする実施機関の主張に、不自然不合理な点は認められない。

## 5 本件情報2の存否について

実施機関は、国保等システムにおいて本件情報2を電磁的記録として保有しているが、当該情報を紙へ出力する機能及び他の記録媒体へ複製する機能は実装されておらず、新たなプログラムを作成する等の事務処理を要することから、条例第27条及び同施行規則第13条第1項第3号アに規定された開示の実施が不可能である等の理由により本件情報2を不存在としたと主張している。

国民年金に係る情報は、秘匿性の高い個人情報であると考えられ、このような情報を取り扱う端末では、無制限にデータベースから出力及び物理的な媒体へ複製できないよう制御する実施機関の対応は合理的なものであるが、一方、本件情報2を端末画面に表示して現に確認することができるのとこととであり、そうすると、例えば、実施機関が現に端末画面で確認できる情報を用紙に出力する方法として当該情報を画像として記録した上で用紙に出力する等の方法が考えられ、当該方法は条例及び同条例施行規則の規定が端末画面のハードコピー（ある時点において画面に表示されている状態をそのまま用紙に出力したものをいう。）を禁止する規定となっていないことから、許容されるものとする。

当審議会ですべてに国保システム等の端末画面に表示された情報を見分したところ、審査請求人が求めている情報を正確に開示することができるものであり、また、実施機関によれば端末画面に表示された情報を審査請求人に開示することによる国保等システムの運用に係る支障はないとのことである。

したがって、条例及び同条例施行規則に定められた開示の実施ができないため本件情報2が存在しないとして行った本件決定は取り消すべきである。

## 6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

## 別表

|                                             |
|---------------------------------------------|
| ・国保等システムで保有している平成29年及び平成30年の年金の現況届の収受日に係る記録 |
|---------------------------------------------|

(参考) 調査審議の経過 令和元年度諮問受理第117号

| 年 月 日     | 経 過          |
|-----------|--------------|
| 令和2年3月6日  | 諮問書の受理       |
| 令和2年6月17日 | 実施機関から意見書の収受 |
| 令和3年2月26日 | 調査審議         |
| 令和3年4月23日 | 調査審議         |

|           |      |
|-----------|------|
| 令和3年6月2日  | 調査審議 |
| 令和3年8月23日 | 答申   |